

茨城町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、昭和60年以降の推移をみると平成6年にピークを迎え、36,058人まで達した。その後は人口減少局面に移行し、平成26年には33,042人となった。また、本町の年齢3区分別人口は、平成26年で年少人口11.6%、生産年齢人口58.6%、高齢人口29.7%となっている。

本町の産業別就業者数の推移については、第1次産業の就業者数が昭和60年に全体の34.7%を占めていたが、減少傾向で推移し平成27年には15.3%まで減少した。第2次産業は、昭和60年の24.2%と平成27年の24.0%でほぼ横ばいに推移している。また、第3次産業の就業者数は一貫して増加傾向で推移し、平成27年には全体の60.6%を占めている。

本町の商業は近隣の大型店やコンビニエンスストアの進出により消費者が流出し、閉店するケースも多く、店舗数の減少・空き店舗の増加が進んでいる。

また、少子高齢化や車社会に順応した生活重視により、地元商店街の売上が低下するなど経営環境は厳しい状況にあるが、商品やサービスを提供するだけでなく、地域の情報交流の場としてのコミュニティ機能を有している。

今後は、持続的経営が可能となるよう経営指導等の支援策を講じる必要がある。また、後継者や新規開業した事業者には経営革新計画や経営発達支援を行う必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

茨城町の産業は、豊かな水や平坦で肥沃な土地を活かした農林水産業をはじめ、卸

売・小売業、建設業、運輸業、医療・福祉など産業分布が広範に渡ることから、あらゆる産業において先端設備等導入による生産性向上を実現するため、本計画において対象とする設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

茨城町の産業は広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、茨城町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

茨城町の産業は、豊かな水や平坦で肥沃な土地を活かした農林水産業をはじめ、卸売・小売業、建設業、運輸業、医療・福祉など産業分布が広範に渡り、多様な業種が茨城町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であること、町内の日常的な雇用に結びつくことが少ないことから、売電を目的とした太陽光発電事業は認定の対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税等を滞納しているものは、対象としない。